

2023 確定闘争

青年婦人部学習会資料

1. 「確定闘争」「人勧・県人勧」ってなに？

人事委員会勧告から自治体労働者の賃金や労働条件、休暇等権利が決定するまでの時期のたたかいを「確定闘争」と言い、具体的には自治体労働者の生活を守る賃金・労働条件等の確保に向けて給与の引き上げ改定や労働条件の改善などを当局側と交渉を行い決定していきます。

「人勧」とは、人事院勧告の略称で、人事院が年1回、民間給与との比較に基づき、国会と内閣に対し、国家公務員の一般職の給与・ボーナス、その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する報告と勧告のことを指します。（例年8月頃）

「県人勧」とは、県人事委員会勧告の略称で、県の人事委員会が県内の民間給与との比較に基づき、知事及び県議会議長に対し、職員の給与等に関する勧告をすることを指します。（例年10月上旬から中旬頃）

公務員は労働者が憲法で認められた労働基本権のうち、一部が法律で制約されているため、その代償措置として人事委員会（人事院）勧告制度があり、県内の民間企業との比較や国の人事院勧告などを基準に毎年、賃金（基本給や一時金）や労働条件等について勧告が行われます。確定闘争では、労働基本権制約の代償措置という観点から、人事委員会勧告の『改善部分』を完全実施するように県当局に求め、その他の職場課題などについても要求交渉を行っています。

2. 今年の「人勧」は？

今年は例年通りに民間調査が行われ、8月7日に人事院から「国人勧」が出ています。人事院勧告（国）については、2023春闘の成果が活かされた形となり、月例給と一時金が両方引き上がる内容となりました。しかし、一時金については期末手当と勤勉手当に均等に配分するとの内容であり、会計年度任用職員は勤勉手当が支給されないことを踏まえると、職員間の賃金格差をますます広げる内容となっています。今年は、国家公務員賃金の見直しが実施される年であり、勧告の中ではコロナ禍で波及したテレワークに係る手当についても報告されています。これらを受けて、県人事委員会からの「県人勧」は10月17日に出されました。私たちの賃金・労働条件に大きな影響をもつものであり、確定闘争でも交渉の基軸になるので内容を注目していきましょう。

2023年度人事院勧告の概要 (勧告日：8月7日)

○給与勧告の骨子 (抜粋)

【月例給】

◆公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較差 (昨年の値)	
		①-②	(①-②)/②×100
407,884円	404,015円	3,869円(921円)	0.96%(0.23%)

○民間給与との較差 3,869円 (0.96%)

- ・本年4月時点で民間の月例給が国家公務員給与を3,869円(0.96%)上回っている。
- ・民間における初任給の動向を踏まえて、**総合職試験及び一般試験(大卒程度)に係る初任給を11,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を12,000円引き上げ**。これに伴い、若年層が在職する号俸に重点を置き改定。(平均改定率:1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%)
- ・実施時期:2023年4月1日

大卒・高卒の初任給とともに
10,000円を超えて引きあがるの
は、平成2年以来33年ぶり!

【諸手当】 「在宅勤務等手当」の新設

◆住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1ヵ月あたり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給

- ・手 当 額:月額3,000円
- ・実施時期:2024年4月1日
- ・受給者に係る通勤手当の取扱いの措置

【一時金】

◆昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

民間の支給月数① (昨年の値)	国家公務員の支給月数② (昨年の値)	較差 ①-②
4.49月分 (4.41月分)	4.40月分 (4.30月分)	0.09月分

○民間の支給割合との比較 0.09月分

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる。
- ・再任用職員は0.05月引き上げ。(年間2.30月 ⇒ 2.35月)

【国の支給月数】

(一般職員)		6月期	12月期	年 間
2023(R5) 年度	期末 手当	1.20月 (支給済み)	1.25月 (現行1.20月)	4.50月 (現行4.40月)
	勤勉 手当	1.00月 (支給済み)	1.05月 (現行1.00月)	
2024年度 以降	期末	1.225月	1.225月	4.50月
	勤勉	1.025月	1.025月	

【都道府県の現行支給月数】 (2022 勧告)

4.45月	1	東京都
4.40月 (国と同じ)	38	北海道、岩手県、宮城県、新潟県ほか
4.35月	3	山形県、福島県、奈良県
4.30月	2	青森県、秋田県
4.20月	1	高知県
4.15月	1	島根県



○給与制度のアップデート（抜粋）

【人材の確保への対応】

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・新卒初任給の引上げ
- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材の処遇

- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引き上げ（再掲）
- ・特定任期付職員のボーナス拡充
- ・採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2023年度人事委員会勧告の概要（勧告日：10月17日）

○本年の給与改定（抜粋）

【月例給】

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差	
		(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
351,454 円	347,618 円	3,836 円	1.10%

※職員給与は、行政職給料表適用者で平均年齢 40.7 歳

○民間給与との較差 3,836 円（1.10%）

民間給与との較差（1.10%）を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き給料表水準の引き上げ

○初任給を 12,000 円又は 11,000 円引上げ、若年層に重点を置きつつ、俸給表全体をを引上げ。

平均年収 101,000 円の増（平均年齢 40.7 歳）

【一時金】

◆一時金の引き上げ 0.10 月分（期末手当と勤勉手当に均等に配分）

- ・年間 4.40 月 ⇒ 4.50 月（国同様）
 - ・暫定再任用職員については 0.05 月分引き上げ
- 年間 2.30 月 ⇒ 2.35 月

（一般職員）		6 月期	12 月期	年間
2023(R5) 年度	期末	1,225 月 (支給済み)	1,275 月 (現行 1,225 月)	4.50 月 (現行 4.40 月)
	勤勉	0,975 月 (支給済み)	1,025 月 (現行 0,975 月)	
2024 年度 以降	期末	1,250 月 (現行 1,225 月)	1,250 月 (現行 1,225 月)	4.50 月
	勤勉	1,00 月 (現行 0,975 月)	1,00 月 (現行 0,975 月)	

★給与改定が実施されれば、差額支給が行われることとなります。

昨年の給与改定の際は、組合で年内の差額支給の実現を強く求めた結果、12月26日に差額支給されました。

差額支給は、4月から12月までの9か月分の月例給の改定差額分と一時金（6月期・12月期）の改定差額分に加え、超過勤務の差額分が支給されます。

（参考）報酬基準 1 級 33 号（24～25 歳）※1 の場合の差額支給見込額が 148,270 円

※1 年齢は目安です

標準昇給（モデル） 2023賃金改定比較表 （行政職）

年齢	大卒					高卒				
	号給	改定前	改定後	差額	備考	号給	改定前	改定後	差額	備考
18						1-5	155,900	167,900	12,000	
19						1-9	160,200	172,200	12,000	
20						1-13	165,500	177,500	12,000	
21						1-17	171,200	183,200	12,000	
22	1-25	186,800	197,800	11,000	大卒5年 経験で2 級へ	1-21	176,800	188,800	12,000	高卒10年経 験で2級へ
23	1-29	193,300	204,000	10,700		1-25	186,800	197,800	11,000	
24	1-33	200,200	209,700	9,500		1-29	193,300	204,000	10,700	
25	1-37	206,000	215,000	9,000		1-33	200,200	209,700	9,500	
26	1-41	211,100	219,600	8,500		1-37	206,000	215,000	9,000	
27	2-13	221,100	228,800	7,700	1-41	211,100	219,600	8,500	15年勤続 (+6号)	
28	2-17	228,100	234,700	6,600	2-13	221,100	228,800	7,700		
29	2-21	234,200	240,300	6,100	2-17	228,100	234,700	6,600		
30	2-25	240,000	245,900	5,900	2-21	234,200	240,300	6,100		
31	2-29	245,200	250,900	5,700	2-25	240,000	245,900	5,900	主任発令 (+6号)	
32	3-19	261,900	267,200	5,300	2-29	245,200	250,900	5,700		
33	3-23	268,400	273,100	4,700	2-35	251,200	256,400	5,200		

私たち県職員の賃金の決まり方

①【人事院・県人事委員会】全国一斉に民間企業の賃金等状況を調査



②【人事院⇒国】人事院勧告
国家公務員の賃金改定



③【県人事委員会⇒県】県人事委員会勧告
国の勧告を踏まえ県職員の賃金改定を勧告



組合で交渉

④【県（人事当局）⇒県議会】県人事委員会からの勧告を受けて、給与条例の一部改正を県議に提案



組合で交渉

⑤【県議会】議決を受けて改定される

これまでの初任給の引き上げ額

岩手県の初任給は低いので、賃金を上げる必要性を訴え、実際に上がってきました。

2013年4月に 2,000円UP

2014年4月に 1,800円UP

2015年4月に 2,000円UP (大卒は 2,300円UP)

2016年4月に 1,500円UP

2017年4月に 1,000円UP

2018年4月に 1,000円UP (若年層を重点)

2019年4月に 1,500円UP (若年層に1,000円)

2020年4月に 2,000円UP (大卒 1,500円UP+若年層)

2023年4月に 4,000円UP (大卒 3,000円UP+若年層)

若年層職員のために、組合でも声をずっと上げ続け、これまでの11年間だけでも月額約10,000円以上上がっています！

現在の支給率等の計算で年収を比較すると…

行政職（一）		大卒			
	月給	月給×12	一時金 (6月)	一時金 (12月)	年収
2013年	172,200	2,066,400	96,863	348,705	2,511,968
2023年	186,800	2,241,600	122,167	407,224	2,770,991

年収で20万円以上も上がっています！

勧告から確定闘争に向けた課題はここ！！

県人事委員会勧告では月例給・一時金ともにプラス勧告となったが、当局が勧告どおりの給与改定を行うかどうか分かりません。昨今の県財政事情から凍結・値切りといったことがないよう、確実な実施を求めています。諸手当改善、厳しい職場実態の改善も重要な課題です。組合員一人ひとりが確定闘争に集結し、改善に向けて全力を挙げよう！！